

分別管理及び書類管理方針書

名称：北海道森林組合連合会

平成24年10月23日作成

本方針書は、全国森林組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年8月1日）」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という。）に基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という。）に基づき確認する間伐材（以下「間伐証明材」という。）、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電利用ガイドライン」という。）に基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス（以下「間伐バイオマス証明材」という。）、又は一般木質バイオマス（以下「一般バイオマス証明材」という。）の供給にあたって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当会において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品及びチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、営業部長中　村　　学を分別管理責任者とする。
- ・分別管理責任者は、合法木材、間伐証明材、間伐バイオマス証明材、一般バイオマス証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により合法木材、間伐証明材、間伐バイオマス証明材、一般バイオマス証明材であるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、合法木材、間伐証明材、間伐バイオマス証明材、一般バイオマス証明材が互いに、かつそれ以外の木材（以下「その他の木材」という。）と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐証明材、間伐バイオマス証明材、一般バイオマス証明材が互いに、かつその他の木材と混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、当該チップが合法木材、間伐証明材、間伐バイオマス証明材、一般バイオマス証明材由来であることを確認の上、納品書等に

記載する。

- ・チップ等、製材品の保管に当たっては、合法木材、間伐証明材、間伐バイオマス証明材、一般バイオマス証明材を原料として製造したチップ等、製材品が互いに、かつその他の木材を原料として製造したチップ等、製材品と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、合法木材、間伐証明材、間伐バイオマス証明材、一般バイオマス証明材について、それぞれに係る原木入荷量及びチップ等、製材品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材、間伐証明材、間伐バイオマス証明材、一般バイオマス証明材の入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。